

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助 (PPA活用など再エネ価格低減等を通じた 地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)

公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

公募概要

令和3年5月

一般社団法人 環境技術普及促進協会

○はじめに

1. 補助金の目的と性格
2. 公募する事業の対象等
 - ＜事業の対象＞
 - ＜補助金の交付額＞
 - ＜補助金の応募を申請できる者＞
 - ＜補助事業期間＞
3. 補助対象事業の選定
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項
5. 応募方法について
6. お問い合わせ先

○ご参考



◆ 本補助金の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行う必要があります。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業）交付規程（令和3年5月12日環技業（一）第R3t1-21051201号）
- ・PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領（令和2年4月1日環地温発第20040145号）

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合は、交付規程に基づき交付の決定の解除の措置をとることもあります。

また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解の上で、応募してください。



◆この補助金は、

再生可能エネルギーの導入にあたって、公共施設等の有する制御可能な設備の運転方法等について実証することにより、地域の再生可能エネルギーの主力化を図る事業を実施する事業者に対し、これらの事業に要する経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの主力化とレジリエンス強化を同時に向上させ、地域におけるCO₂排出量削減を図ることを目的としている。

本事業はモデル構築事業であり、モデル構築における地域の特性を活かした独自性も重要な観点となる。



1. 補助事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となる。
2. 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要である。
3. 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請し、承認を受ける必要がある。
4. これらの義務を十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもある。



公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

「地域内再エネ活用モデル事業」

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する事業





＜事業の対象＞

【基本要件】

以下の要件を全て満たさなければならない。

- ア 廃棄物発電（既存設備）、バイオガス発電、再生可能エネルギー（太陽光発電等）等により複数の公共施設に電力を供給すること。
- イ アの電力を供給するための配電線等（自営線等）（既設の自営線を含む）を整備、活用すること。
- ウ 蓄電池等（既設を含む。）を組み込み、アにより発電した電力をイにより複数の公共施設に供給すること。
- エ 電力（熱供給を併せて行う場合は熱を含む。）を効率的に供給・管理するために、地域新電力等が中心となってエネルギー需給制御システムを構築すること。
- オ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。
- カ 固定価格買取制度（FIT）及び2022年度に開始が予定されているFIP（Feed in Premium）制度の適用を受けて売電を行わないこと。



【補助対象設備】

主な補助対象設備は以下のとおりとする。

- a 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備※1
- b 蓄電池及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該蓄電池及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）
- c 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）及びその付帯設備（通信・制御機器、充放電設備） ※2 ※3
- d 電線、変圧器及び受電設備等電力供給や系統連系に必要な設備（自営線）
- e 再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備（熱導管設備等） ※1
- f エネルギー需給を制御するためのシステム及び関連設備



- ※ 1 a 及び e で対象とする再生可能エネルギーは以下のものとする。
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス（依存率が発熱量ベースで60%以上）、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できるもの。
- ※ 2 c の付帯設備のうち、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充放電設備については、以下の銘柄に限る。
（充放電設備）令和3年度経済産業省のグリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
（以下、令和3年度CEV補助金）の「補助対象V2H充放電設備一覧」
- ※ 3 c の車載型蓄電池は、通信・制御機器、充放電設備を導入し、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載されている蓄電池（令和3年度CEV補助金の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）に限る。
なお、当該車両については、令和3年度CEV補助金との併用はできない。

【補助対象外設備】

主な補助対象外設備は以下のとおりとする。

- a 省エネ設備（LED照明、空調機等）
- b 廃棄物発電設備

補助対象ではない。



＜補助金の交付額＞

○補助対象経費の3分の2

◇車載型蓄電池については、蓄電容量（kWh）の2分の1に2万円を乗じて得た額（令和3年度CEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）

ただし、離島※¹においては、蓄電容量（kWh）の3分の2に2万円を乗じて得た額（上限額80万円）とする。）

◇充放電設備については、令和3年度CEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限とする※²。

※1 「離島」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）において、離島となる区域をいう。

※2 離島については、上限額はない。

詳細は公募要領「別表第1」参照のこと。



○車載型蓄電池及び充放電設備とその他の設備で補助金交付額の計算方法や上限額が異なるので、車載型蓄電池及び充放電設備を補助対象設備に含む場合は注意すること。

算定方法		離島以外	離島
【1】 〔A〕〔B〕を除く	交付額	補助対象経費の3分の2	
	上限	なし	
【2】 〔A〕車載型蓄電池	交付額	蓄電容量（kWh）の 2分の1×2万円	蓄電容量（kWh）の 3分の2×2万円
	上限	令和3年度CEV補助金の 銘柄ごとの補助金交付額	80万円
【3】 〔B〕充放電設備	交付額	補助対象経費の3分の2	
	上限	令和3年度CEV補助金の 銘柄ごとの補助金交付額	なし



＜補助金の応募を申請できる者＞

○補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

ただし、イと共同で実施する場合に限る。

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

オ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

※複数の団体が共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「補助金の応募を申請できる者」に該当する必要がある。

※地方公共団体以外の団体は、暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者とする。



<補助事業期間>

○補助事業期間

最大で4カ年（令和6年度末までの期間）

なお、最終年度は構築したモデルの運用データの収集及び評価を行う期間とする。
ただし、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではない。

（応募申請時に、年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書、全年度をまとめた経費内訳書及び実施計画書を提出し、補助金の交付申請等は年度ごとに行うこと。）

○各年度の事業実施期間

原則として、交付決定を受けた日から当該年度の1月末日までとする。



- 一般公募を行い選定する。
- 提出された実施計画書等をもとに厳正に審査（書面審査や対面又はWEB会議等によるヒヤリング）を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について[予算の範囲内](#)で補助対象事業を選定する。
 - ア 本事業の目的、対象と合致していること。
 - イ 公共施設の有する制御可能な設備を活用する等、地域内でより有効に再生可能エネルギーを活用できるシステムであること。
 - ウ 既存の分散型エネルギーシステムと比較して、新規性、地域の特性を活かした独自性、効率性、波及性、レジリエンス強化性等があること。
 - エ 本事業で導入するシステムの運営や、遠隔操作可能な設備等の管理体制が実現可能なものであること。
 - オ 電力融通方策や調整力の取組、電力融通の量、コスト、災害時の自立性等、既存のシステムより優れていること。
 - カ C O 2 削減効果の費用対効果等が高く見込まれること。
 - キ 他地域への波及の可能性がある、将来のC O 2 削減効果も期待できるモデル性が高いものと認められること。
 - ク 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
 - ケ 事業の実施内容や工程等実施計画が実現可能なものであること。



- なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありうる。
- 審査完了次第、結果は通知するが、審査結果に対するご意見は対応しない。
- 採択した事業については、対面ヒヤリング又はWEB会議等による中間評価等を実施する予定。



【審査委員会 対面又はWEB会議等によるヒヤリングについて】

補助事業の選定において、書面審査と合わせて審査委員会でのヒヤリングを実施。

＜ヒヤリングの方法＞

- ヒヤリングは6月30日を予定。
- 審査委員会で、説明資料を基に応募代表者が説明をすること。
説明の後、審査委員との質疑を行う。
・・・当日の説明時間等の詳細は別途連絡予定。

＜ヒヤリング用説明資料及び提出時期＞

- 説明資料は応募内容を簡潔にまとめ、パワーポイント（10枚程度）で作成すること。（説明時間は15分程度を予定）
- 説明資料の電子データは、6月17日（木）までに電子メールで送付すること。
（メールアドレスは、応募申請書提出先アドレスと同じ）

4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に 係る留意事項



本補助金の交付は、令和 3 年度予算の範囲内で交付するものとし、適正化法及びその他の関係法令の規定並びに本補助金の交付規程によることとし、万が一、これらの**規定が守られない場合**は、**事業の中止、補助金の返還**などの措置がとられることがある。

【暴力団排除に関する誓約事項】

応募にあたっては、地方公共団体以外の団体は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項を確認し誓約すること。
(複数の団体による共同事業の場合は、共同事業者も同様。)



(1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

＜補助対象経費の範囲＞

工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

補助対象経費の区分は公募要領「別表第2」（p21～p23）を参照。

＜補助対象外経費の代表例＞

- 事業に必要な用地の確保に要する経費
- 建屋の建設にかかる経費
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- 既存施設・設備等の撤去費及び処分費
- 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- 官公庁等への申請・届出等に係る経費
- 本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- その他事業の実施に直接関連のない経費



＜利益等排除＞

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上する。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があるので、その根拠となる資料を提出すること。



(2) 複数の団体による共同事業について

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とする。

代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得するものに限る。

また、代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要がある。

ア 共同で補助事業を実施するすべての者が、各事業の＜補助金の応募を申請できる者＞に該当すること。

イ 代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

なお、ファイナンスリース契約又はシェアードセイビング方式のE S C O契約などにより設備導入を行う場合は、リース事業者あるいはE S C O事業者を代表事業者とし、リースやE S C Oのサービスを受ける事業者を共同事業者とする。



(3) 翌年度における補助事業の開始

① 複数年度計画事業の留意事項

次年度以降の補助事業は、国において次年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合がある。

② 翌年度における補助事業の開始

翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程で定める様式の申請書を協会に提出して承認を受けること。

③ 複数年度事業の廃止等に対する措置

複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額の納付を命ずる場合がある。



(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者は補助金の交付申請書を提出すること。

補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に、支払が完了すること。

(2) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容を厳正に審査し交付の決定を行う。

(3) 補助事業の開始及び完了

補助事業者は協会から**交付決定を受けた後、事業を開始**すること。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり、以下の点に注意すること。(原則)

- ・ 契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して**当該年度の1月末日**までに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。



(4) 補助事業の計画変更等

補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、協会に必ず事前に相談すること。

変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や承認を得る必要がある。

(5) 完了実績報告及び補助金額の確定

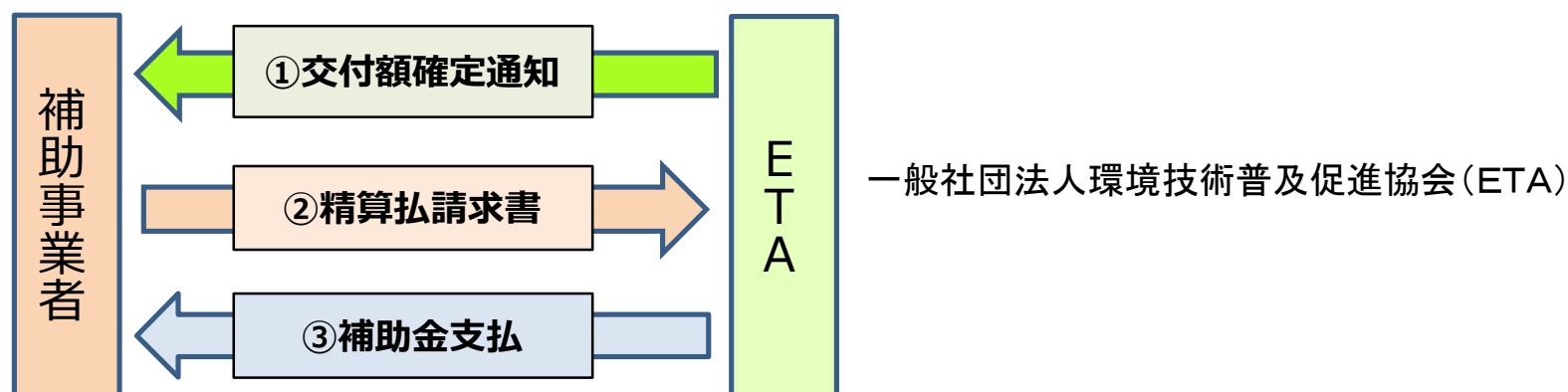
当該年度の補助事業が完了した場合は、**事業完了後30日以内あるいは当該年度2月10日**のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛てに提出すること。

協会は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知する。



(6) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、精算払い請求書を協会に提出し、その後協会から補助金を支払う。



(7) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他の証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要がある。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

[交付規程 第8条第1項第八号]



(1) 取得財産の維持管理等

導入した設備等の取得財産は、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要がある。

また、導入に関係する各種法令を遵守すること。

補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）で定める期間を経過するまでの間、協会の承認なしで処分等しないこと。

補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行ってはならない。

(2) 二酸化炭素削減効果等の把握・情報提供等

対象事業の実施により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を協会の求めに応じて提供すること。



(3) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は補助事業の完了の日の属する年度の終了後 **3 年間**の期間について、**年度毎に年度の終了後 30 日以内**に当該補助事業による**過去1年間**の二酸化炭素削減効果等について、「事業報告書」を環境大臣に提出しなければならない。

また、補助事業者は前記報告書の証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後 3 年間保存しなければならない。



＜従来からの変更点＞

◆押印の見直し

- 事業者から提出される申請書・報告書・請求書等は、代表者の押印を不要とする。
- 押印に代えて書面に責任者・担当者の氏名、連絡先等を記載することにより、その書面の真正性を確保することとする。
- 協会から発出する通知書・承認書等についても、公印の押印は省略する。

◆電磁的方法による申請

- 申請書等は、電磁的方法（電子メール）による提出が可能。（電子ファイルでは確認しづらい資料は、書面による提出を求める場合がある。）



【応募方法】

応募に必要な書類は、公募期間内に、以下の方法で協会に提出すること。

①電磁的方法

応募資料をE x c e l・W o r d・P D F等で作成し、電子メールにて提出

②書面による提出

電磁的方法により行うことができないとき又は電磁的記録を提出できないときは、書面による方法で提出することができる。

【公募期間】

令和3年5月17日（月）から

令和3年6月17日（木）17時まで

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けない。十分な余裕をもって応募すること。



【応募書類概要】

ア 【様式 1】応募申請書・・・代表者の押印は不要

※補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請すること。

※「暴力団排除に関する誓約事項」については提出不要だが、応募申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとする。

イ 【別紙 1】実施計画書

※【別添 1－1】事業実施場所の地図を添付すること。

（A-4用紙1枚程度で、広域・詳細が判るもの）

※【別添 1－2】導入予定設備の概要として、設備のシステム図、配置図、仕様書、記入内容の根拠等を必ず添付すること。

※【別添 1－3】CO2削減効果の算定根拠として、ハード対策事業計算ファイルを必ず添付すること。

ハード対策事業計算ファイルは導入予定の設備種別毎に作成すること。

ハード対策事業計算ファイルの記載方法は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック

＜補助事業者用＞（平成29年2月）を参照のこと。

施設毎のCO2削減量及びその単価を整理した表も作成し、添付すること。

※【添付 1－4】事業の実施体制表をわかりやすく記載して添付すること。

※【添付 1－5】事業の実施スケジュール（全計画年度の工程表）を添付すること。



【応募書類概要】（続き）

ウ 【別紙 2】経費内訳

- ※金額の根拠書類（見積書、積算書等）を基に、経費の区分ごとに別紙 2 に転記すること。
その根拠書類（見積書・積算書）も添付すること。
- ※複数年度計画事業は、各年度ごと及び期間全体を合計した経費内訳も添付すること。

エ 【別紙 3】経理的基礎等に関する提出書類

- ※地方公共団体が代表事業者として申請する場合
補助事業に係る予算書等の抜粋
- ※民間団体が代表事業者として申請する場合
直近の 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書

オ 【別紙 4】業務概要・定款

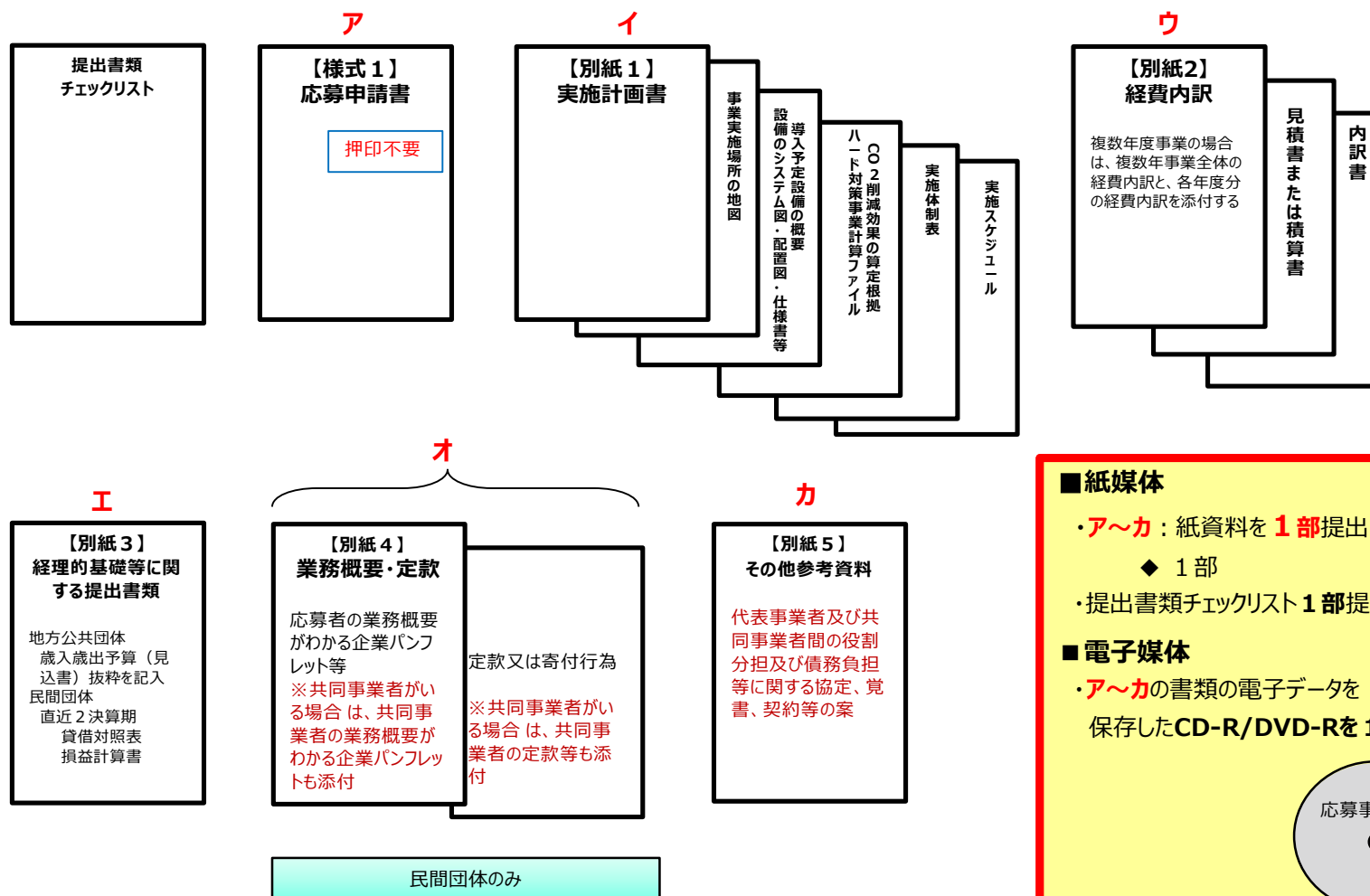
代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含む。）の企業パンフレット等、定款、寄付行為等

カ 【別紙 5】その他参考資料

- a 複数の団体が共同で申請する場合、代表事業者及び共同事業者間の役割分担及び債務負担等に関する協定、覚書、契約等の案
- b その他

【応募書類・提出部数】

書面での提出の場合：紙媒体 1 部、CD-R/DVD-R 1 部
(写真、図表などがある場合は、カラー印刷してください。)





＜ファイル名の例＞

		提出書類	形式	電子データのファイル名
ア	【様式 1】	応募申請書	PDF/Word	ア【様式 1】応募申請書_事業者名
イ	【別紙 1】	実施計画書	PDF/Word	イ【別紙 1】実施計画書_事業者名
	【別添 1－1】	事業実施場所の地図	PDF	イ【別添 1－1】事業実施場所の地図_事業者名
	【別添 1－2】	導入予定設備の概要 設備のシステム図、配置図、仕様書など	PDF	イ【別添 1－2】導入予定設備の概要_事業者名
	【別添 1－3】	CO2削減効果の算定根拠 ハード対策事業計算ファイルなど	PDF/Excel	イ【別添 1－3】CO2削減効果の算定根拠_事業者名
	【別添 1－4】	実施体制表	PDF	イ【別添 1－4】実施体制表_事業者名
	【別添 1－5】	実施スケジュール	PDF	イ【別添 1－5】実施スケジュール_事業者名
ウ	【別紙 2】	経費内訳	PDF	ウ【別紙 2】経費内訳_事業者名
	【別添 2】	経費内訳根拠資料（見積書、積算書）	PDF	ウ【別添 2】経費内訳根拠資料_事業者名
エ	【別紙 3】	経理的基礎等に関する提出書類 （地方公共団体）予算書 （民間団体）直近の2決算期の 貸借対照表及び損益計算書	PDF	エ【別紙 3】経理的基礎_事業者名
オ	【別紙 4】	業務概要・定款 業務概要及び定款（又は寄附行為）	PDF	オ【別紙 4】業務概要・定款_事業者名
カ	【別紙 5】	その他参考資料 役割分担及び債務負担等に関する協 定・覚書・契約等の案	PDF	カ【別紙 5】参考資料_事業者名

**【提出方法】**

電磁的方法（電子メール）による提出

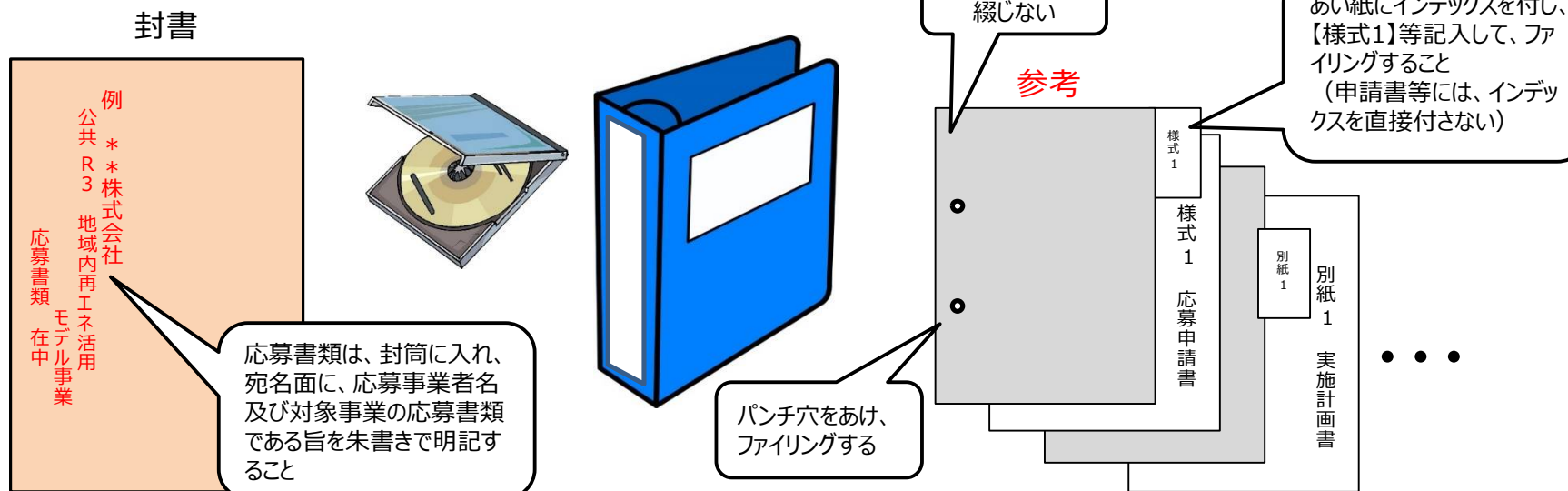
メール件名：【公共（R3）事業者名】 応募申請

- （1）正式資料の提出形式はPDFとする。
なお、必要に応じて、Word・Excel・PowerPoint形式の
ファイル提出を求めることがある。
- （2）送信するデータ容量に十分注意をすること。
（データ容量が多い場合は、オンラインストレージ等を利用して提出のこと。）
- （3）メールで分割して送信する場合は、メール件名に「・・・1/3」など、分割
数や順番がわかるようにすること。
- （4）データを圧縮する場合は、zip を使用すること。
- （5）提出資料には、「ファイル名の例」を参照して資料ごとに「ファイル名」を
つけること。
- （6）公募期間内に、提出先に記載のメールアドレスに送信のこと。

※メールの受信が確認できない申請は無効となるので、送信ミスには十分注意すること。

※電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがある。

【提出方法】 書面による提出の場合（郵送・持参）



【提出期間・提出先】

令和3年5月17日（月）～令和3年6月17日（木）17時 必着

◆ 一般社団法人 環境技術普及促進協会

「公共（R3）地域内再エネ活用モデル事業」担当宛

〒534-0024 大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル 6階

◆メールアドレス：koukyo@eta.or.jp

＜ご注意＞ 受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けない。十分な余裕をもって応募すること。



【お問い合わせ先】

公募全般に対するお問い合わせは電子メールを利用し、メール件名に以下の例のように事業名・事業者名を記入すること。

<メール件名記入例>

【公共（R 3）事業者名】公募について問い合わせ

<問い合わせ先>

問合せメールアドレス：koukyo@eta.or.jp

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第一グループ
公共（R 3） 担当宛

【お問い合わせ期間】

令和3年5月17日（月）～令和3年6月10日（木）

※回答には1週間程度要することもあります。

※お問い合わせ期間を過ぎた質問の回答は致しかねます。

【災害時の電力供給について】

本補助金は、レジリエンス強化として災害時の自立性が求められるものであり、災害時にエネルギー供給等の機能発揮を可能とする必要があります。

そのため、以下の事項等に留意してください。

- ①設備設置場所の選定にあたっては、浸水や土砂災害等の危険性に留意し、設置予定場所のハザードマップに基づく対策を実施すること。
- ②エネルギー供給設備（発電設備、蓄電池等）は、地震の際に機能維持できるよう、「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づき設置すること。

【圧縮記帳】

- ・ 所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という。）が設けられています。
- ・ 補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。
なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

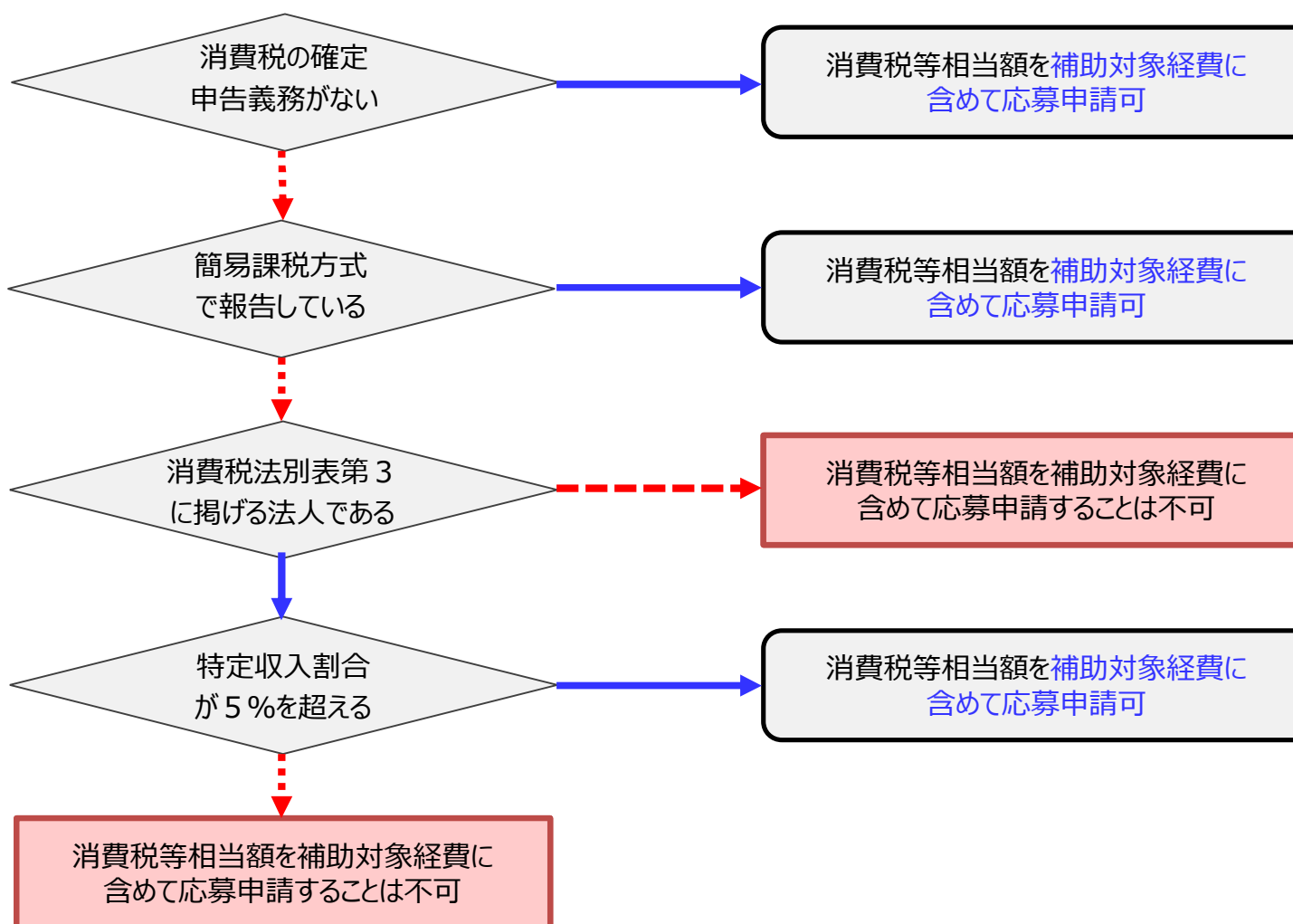
【消費税、地方消費税の取り扱い】

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。[「交付規程 第4条 第2項」](#)

ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合**もあります。

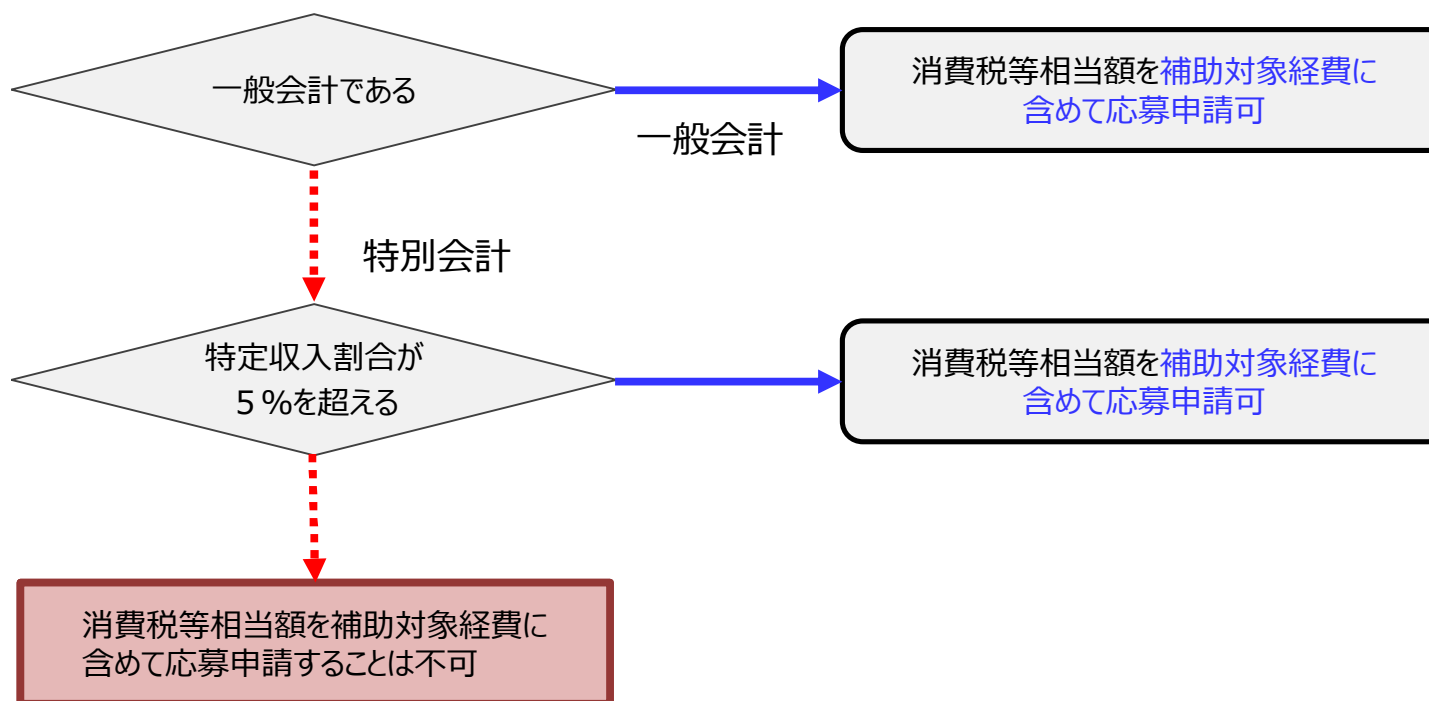
【地方公共団体以外】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

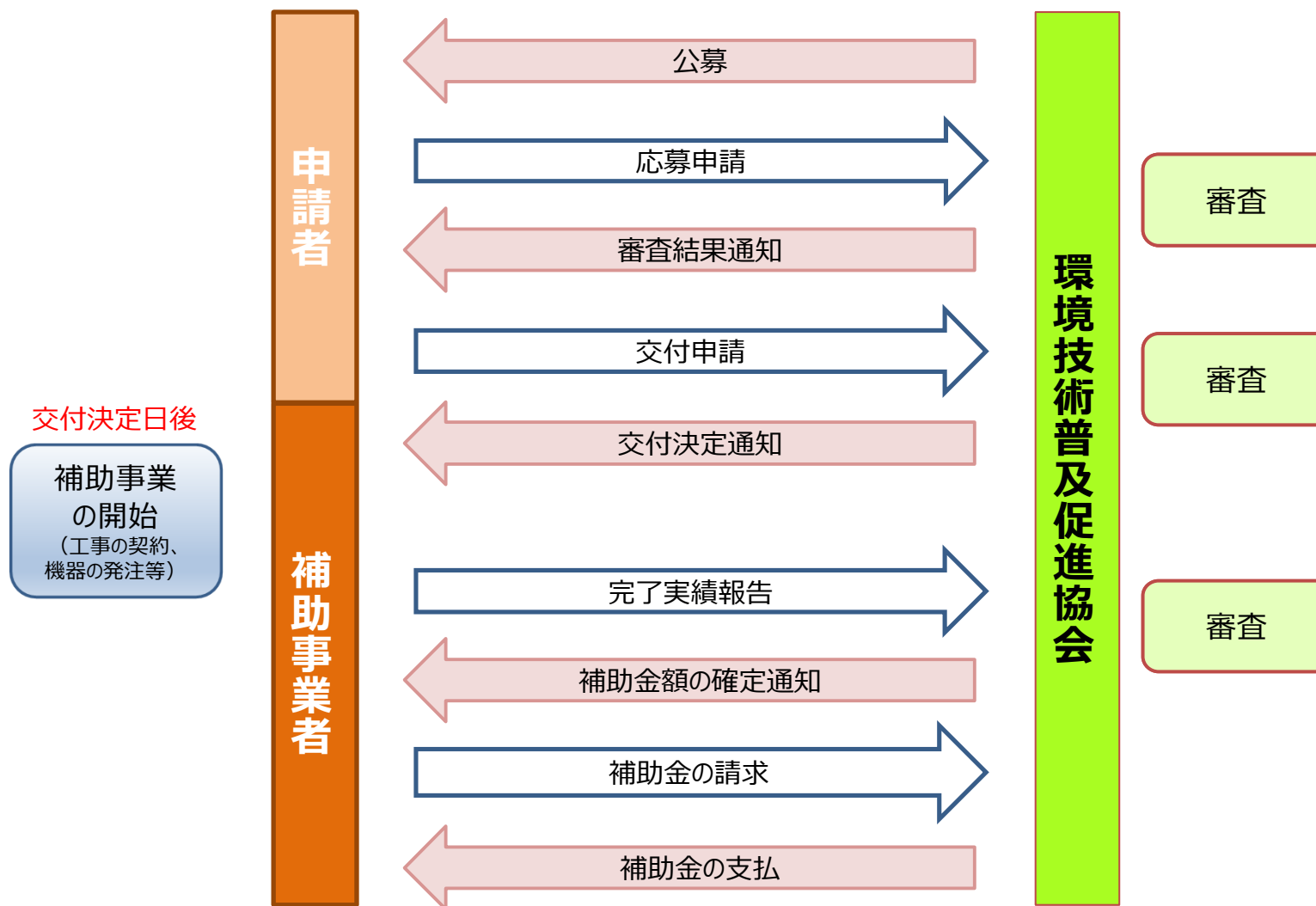
凡例： → はい - - - → いいえ



【地方公共団体】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい → いいえ



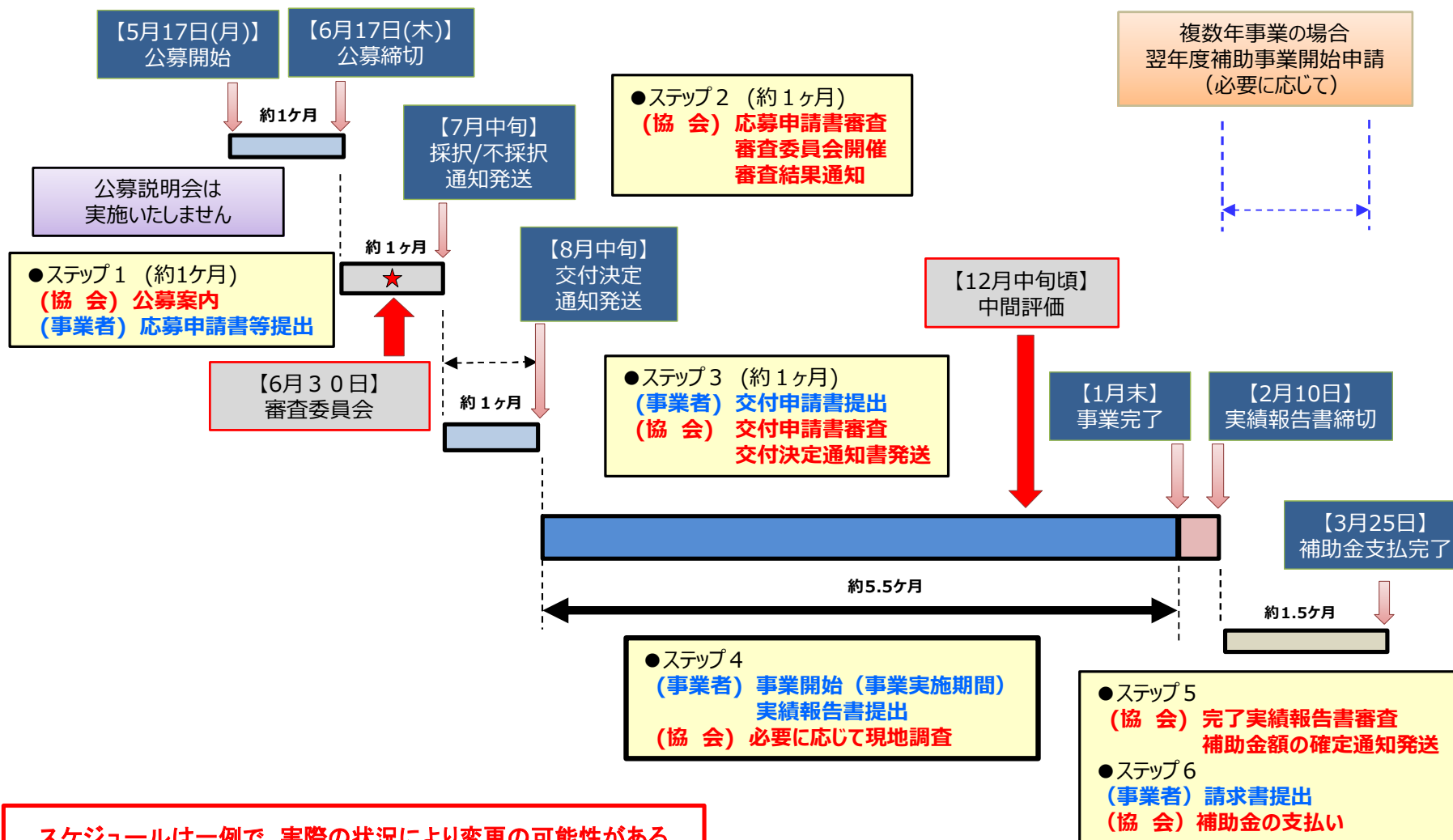


【ご注意】

- 採択通知後、改めて交付申請書を提出いただき、審査のうえ協会から交付決定通知を行う。〔公募要領 p 1 1 〕
- 補助事業は、**交付決定日後**に開始すること。（採択通知後ではない）
〔公募要領 p 1 1 〕
- 交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象にならないので注意のこと。〔公募要領 p 2 〕

〈参考〉公募 スケジュール(予定)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----



電気事業法施行規則 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=407M50000400077#2365)
別表第一抜粋

北海道	礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	飛島、佐渡島、粟島
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成二十年十月三十一日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡	大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。） 岐阜県のうち飛騨市（平成十六年一月三十一日における旧古城郡神岡町及び宮川村（昭和三十一年九月二十九日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成十六年二月二十九日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	舩倉島
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 兵庫県のうち赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。） 香川県のうち小豆郡、香川郡 愛媛県のうち今治市（平成十七年一月十五日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡	島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島、見島
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	小呂島、対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島、壱岐島、若宮島、原島、長島、大島、上甕島、中甕島、下甕島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島、種子島、屋久島、口永良部島、奄美大島、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、沖永良部島、与論島、馬毛島
沖縄県	粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、才一八島、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、与那国島